

秩父市立中学校部活動地域移行推進協議会条例

(設置)

第1条 秩父市立中学校（以下「学校」という。）の部活動の地域移行並びに地域におけるスポーツ及び文化に係る環境の一体的な整備の推進に関し必要な事項を調査審議するため、秩父市立中学校部活動地域移行推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「部活動の地域移行」とは、学校における持続可能な部活動の実現及び教員の負担軽減を図るため、その活動の場を学校から地域に段階的に移行する取組をいう。

(所掌事務)

第3条 協議会は、秩父市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 学校における部活動の現状及び課題に関すること。
- (2) 部活動の地域移行の推進に係る体制の整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、部活動の地域移行の推進に関し教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内においてスポーツの振興に関する活動を行う団体を代表する者
- (3) 市内において芸術又は文化の振興に関する活動を行う団体を代表する者
- (4) 学校の校長、教員、部活動指導員（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2の部活動指導員をいう。）その他の学校関係者
- (5) 学校に在学する生徒の保護者を代表する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第8条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)